

第4回行政改革推進委員会 会議要約

- 日 時 平成25年7月23日(火) 午後2時00分～午後5時25分
- 会 場 村上市生涯学習推進センター 大会議室
- 出席者 行政改革推進委員会委員 10名
総務課長、総務課参事、人事管理室員3名、
環境課長、環境課新エネルギー推進室長
福祉課長、福祉課子育て支援室長、福祉課子育て支援室係長2名
商工観光課長、商工観光課商工振興係長
自治振興課長、自治振興課自治振興室係長、自治振興課自治振興室員1名

(午後2:00 開会)

1 開 会

2 会長挨拶

会長

時間になりましたので、ただいまから第4回行政改革推進委員会を開催させていただきます。
本日は前回選定した事務事業の評価の試行で担当課からの事業の説明があります。
それでは、次第のとおり「3 報告」について事務局から説明願います。

3 報 告

(1)委員の新任について

事務局

朝日支所から推薦により、6月13日付で鈴木信之氏に当委員会の委員に就任していただき、本日から出席していただいております。

(鈴木委員自己紹介)

(2)村上市行政改革大綱後期実施計画の確定について【資料No.1】

「(2)村上市行政改革大綱後期実施計画の確定について【資料No.1】」について事務局が説明。

会長

このことについてご質問はありますか。

(一同なし)

4 議 事

(1)行政評価制度の実施（試行）

- ・ 行政評価制度の試行について【資料No.2】

会長

それでは、議事に入ります。
事務局から説明をお願いします。

「(1)行政評価制度の実施（試行）… ・行政評価制度の試行について【資料No.2】」について事務局が説明。

会長

事務局からの説明についてご質問はありますか。

(一同なし)

(午後2:30～午後2:35 休憩)

- ・ 事業内容の担当課からの説明
事業内容：【新エネルギー推進経費】《環境課》

(環境課入室)

会長

それでは会議を再開いたします。
まずはじめは【新エネルギー推進経費】です。担当者の説明をお願いします。

環境課から『事務事業評価シート【新エネルギー推進経費】』を基に事業概要及び詳細説明。

補足： 電気自動車用充電スタンド設置については、当初予算額で1,817千円を計上し、普通充電による簡易的な設備を予定していましたが、平成25年度に新潟県が充電器設置ビジョンを策定予定としているため策定後は国の補助が受けられます。よって、当課としてもこの制度を有効に利用した充電器を設置したいと考えているので朝日みどりの里には急速充電機設備を整備することにし、神林道の駅については普通充電器でも補助対象となる機種に変更することを考え、9月に補正を要望する予定です。

補正後の額として工事請負費が6,072千円となりますが、歳入で国3,640千円の補助が見込まれ、一般財源が2,432千円となる予定です。

評価シートに記載されている事業のほかに

- ・ 民間事業者が国の補助を受けて行う電気自動車用充電設置事業への関与
- ・ 民間事業者が行う太陽光発電装置設置に対する設置場所等の情報提供を実施しています。

会長

ありがとうございました。
それではこの事業に関して質問はありますか。

委員

一般住宅用太陽光発電システムの耐用年数はどのくらいなのでしょう。

環境課新エネルギー推進室長

メーカーにより差異はありますが、12年から15年ほどとカタログに表示されています。

委員

木質バイオマスストーブ設置費補助数を地区ごとにお伺いしたい。

環境課新エネルギー推進室長

平成25年度（H25.7.23 現在）

村上地区2件、荒川地区4件、神林地区3件、朝日地区3件、山北地区1件

平成24年度（実績）

村上地区17件、荒川地区2件、神林地区9件、朝日地区10件、山北地区7件

委員

市内の電気自動車所有者数は把握しているのでしょうか。また、電気自動車普及促進のため市が率先して電気自動車を購入しないのでしょうか。

環境課長

把握はしておりませんが、まだ数台程度だと思います。

市は、先般プラグインハイブリッド車を1台購入しました。

- ・ 急速充電器…燃料0→100%までの所要時間15分～30分程度
- ・ 普通充電器…燃料0→100%までの所要時間8時間程度

電気自動車（ハイブリッド車）の種類

自動車種別	燃料	充電器対応	平均走行距離
電気自動車	電気	急速・普通	200km程度
ハイブリッド車	電気・ガソリン	普通のみ	ガソリンと併用で800km

充電器設置の目的としては市民の電気自動車普及促進ですが、現在の電気自動車の平均走行距離が若干短いという観点から、他市の電気自動車所有者に安心して当市に来ていただけるよう設置する必要もあるのではないかと思います。

委員

今後の設置数はどのくらいを考えているのでしょうか。

環境課新エネルギー推進室長

村上市総合計画において平成28年度までに6～7箇所程度の設置を考えております。

会長

充電器の利用料は無料なのでしょうか。

環境課長

現在は、普及促進のため無料としての実施を考えておりますが、今後の情勢により有料に移行することもあると思います。

委員

将来的には有料となることもありえると言われましたが、電気料として支払うことになるのでしょうか。電気料として受領することはできないのではないのでしょうか。

環境課新エネルギー推進室長

電気料として料金規定はできませんが、充電器設備の区画の使用料として料金規定することは可能です。

委員

民間が充電器設置をした場合の市の補助は考えていないのでしょうか。

環境課新エネルギー推進室長

現在は考えておりません。国で3分の2程度の補助がありますのでそれを活用していただきたいと思います。

委員

住宅用太陽光発電システム設置補助は、増設する場合も対象になるのでしょうか。

環境課新エネルギー推進室長

増設の場合も対象になります。

委員

木質バイオマスストーブ設置費補助数の活動指標で、平成24年度実績より平成25年度の目標が5件減少した理由は何でしょうか。

もう一点は、ペレットストーブの燃料は他市から調達しないといけないと思いますが、薪・ペレットの割合はどの程度なのかお伺いします。

環境課新エネルギー推進室長

予算としては平成24年度と同額を計上しており、補助上限額10万円×40件として目標設定しました。昨年度は、上限額に達していない補助があり件数が増えたものです。

二点目の質問につきましては、昨年度の実績の内訳としてペレットストーブが18件、薪ストーブが27件です。今年度の本日までの実績はペレットストーブが5件、薪ストーブが8件です。

委員

説明を受け、CO2削減等のため推進していただきたい事業と思います。ただ、環境課だけの問題ではなく、他課との連携も必要だと思います。

例えば、太陽光発電システム設置費補助で住宅を新築する時、屋根の向き等の発電効率のアドバイスが必要だったり、木質バイオマスストーブでも薪等の供給の問題も出てくると思います。村上市の間伐材を利用する等、他の事業と組み合わせることで事業展開できると思います。他課と連携してもっと効率的な事業展開をした方がいいと思いますが、現在連携を行っているのでしょうか。

環境課新エネルギー推進室長

「村上市新エネルギー推進ビジョン」にて全庁的な取り組みとして行うこととしており、太陽光発電システム・木質バイオマスストーブも各部署との調整により実施しております。

引き続き各部署との調整等を行いながら実施していきたいと思います。

委員

他市で自前の間伐材を有効活用した方策を行っているところがあります。こういう方策と組み合わせることにより推進方法が広がると思います。

環境課新エネルギー推進室長

貴重なご意見ありがとうございます。農林水産課と引き続き、調整を行っていききたいと思います。

委員

海岸の近く等風力のある場所での風力発電設置は考えていないのでしょうか。

環境課長

風を利用した発電は当課としても考えておりますし、民間事業者からも問い合わせがありますので今後進めていきたいと思っております。

委員

木質ペレットの生産供給はどのようなのでしょうか。

環境課新エネルギー推進室長

木質ペレットの生産は、県内では阿賀町に事業所があります。市内では山北地区で木質ペレット生産事業を希望している事業者があり、その準備を進めている状況です。

会長

時間となりましたのでこれで【新エネルギー推進経費】の担当課説明を終了いたします。ありがとうございました。

(環境課退室)

- 事業内容の担当課からの説明
事業内容：【一時預かり事業経費】《福祉課》

(福祉課入室)

会長

次に【一時預かり事業経費】です。担当者から説明をお願いします。

福祉課から『事務事業評価シート【一時預かり事業経費】』を基に事業概要及び詳細説明。

補足：事務事業評価シート【一時預かり事業経費】中、事業コストの財源内訳で「国庫支出金」に金額が記載されていますが、平成25年度から県の「安心こども基金」が財源となりましたので「国庫支出金」から「県支出金」へ訂正願います。

一時預かり事業は臨時保育士により事業を行っていますが、利用人数の増加時に園長・主任保育士がヘルプとして関わりますのでシートの人件費欄にそれぞれ記入しています。

会長

ありがとうございました。それでは質問に入ります。お願いします。

委員

年々利用者は増えており、恒常的に利用する方もいらっしゃるかと思います。そういう方は、かなりいらっしゃるのでしょうか。

福祉課子育て支援室係長

はっきりと捉えておりませんが、保護者のリフレッシュ等の理由による定期的な利用者はいます。また、農業等の繁忙期に利用する方もいらっしゃいます。

委員

利用者は、未満児及び0歳時が多いのでしょうか。

福祉課子育て支援室係長

そのとおりです。ただし、幼稚園入園者でも幼稚園の夏休み中に利用される方もいらっしゃいます。

委員

事業コストの一般財源の額が昨年より今年度が増加した理由は何でしょうか。また、国・県の支出金は何を基準にして入ってくるのかお伺いします。

福祉課子育て支援室係長

一点目については、一時預かり事業の担当の臨時保育士の賃金単価改正による増加です。

二点目は、利用者の人数により基準額が決まっており、それにより国庫支出金等の額が変動いたします。

委員

事業を行う施設スペースは十分なのでしょうか。

また、一時預かり事業は通常保育より難しいと言われておりますが、実施に際して保育士の質はどのように考え、対応しているのでしょうか。

さらに、利用別理由の私的理由が多いものはどのようなものなのでしょうか。その理由によっては断る場合もあるのでしょうか。

福祉課子育て支援室係長

一点目のスペースの件ですが、今事業を実施している園では事業を行う上で十分なスペースがあります。

二点目の保育士の質についてですが、通常保育ですと時間をかけて関わることにより幼児との信頼関係が築け、幼児も安定した時間を過ごすことができます。

一時預かり事業は初めて利用する幼児たちですので泣くことがよくあります。なるべく安心してその時間を過ごせるようにおんぶ・抱っこ等しながら、その幼児のペースに合わせてながら園に慣れさせていくようにしております。

委員

そうしますと、通常保育より経験豊富なベテランの保育士を配置しているのでしょうか。

福祉課子育て支援室係長

幼児が安定して利用ができるような方々を考えて配置しております。

三点目の私的理由としては、やはり「たまには子どもから解放され、リラックスしたい」等、子育てに少し疲れている方々の利用です。リフレッシュが理由ですと日程調整のお願いをする場合はありますが、受け入れは基本的には断らない方針であります。

委員

この事業とは少し離れますが、一つ目は、保育園に入園する条件を満たしているのに経済的理由等で入園できない幼児はどのくらいいるのでしょうか。

二つ目は、関連事業である「ファミリー・サポート・センター事業」はどのような事業なのでしょうか。

福祉課子育て支援室係長

保育園の入園要件としては、家族の家庭内外就労、家族の介護、出産等の要件により申請されますが、4月1日時点で申請された方々は全て入園されています。待機児童については、4月1日時点ではいませんでした。

しかし、年度途中での育児休業明け・求職等での途中入園の希望は毎月届いておりまして、実際受け入れをまわっている方もいらっしゃいます。

福祉課子育て支援室係長

二つ目の「ファミリー・サポート・センター事業」については、平成22年度に策定した村上市次世代育成支援行動計画（後期計画）において実施すべき事業として位置づけられております。

内容は一時預かり事業をさらに拡大したものです。詳しくは、配付された村上市ファミリー・サポート・センターのチラシのとおりとなっております、事業開始は平成25年4月1日からです。

事業開始から3ヵ月を経過していますが20名弱が会員登録されており、1名が1週間程度利用された実績もあります。

この事業は、一時預かり事業の補填と、さらに利用年齢・利用日等の拡充した保育ニーズをボランティアの方々の活用で解決していくことを目的とした事業です。

委員

ファミリー・サポート・センター事業はもっと充実してもらいたいと思います。事故の責任の問題等

はあると思いますが、保育を依頼する人にとっては融通のきいたいい事業だと思います。

委員

一時預かり事業とは違いますが、保育ニーズに沿いますので、あらかじめ保育園で実施予定の病後児保育から一步踏み込んで、保育園を利用していない病児・病後児についても預けられる体制にぜひ、して行ってください。

福祉課長

医療機関との連携もありますので今後検討していきたいと思います。

委員

評価シートの評価中、「貢献度」の評価の文言と理由内容が合わないのですがどうのことでしょうか。

事務局

事務局からの作成要領の評価段階のとおりとなり、事務局で指定したものです。実際の評価内容としては理由欄のとおりとなります。

会長

時間となりましたので、これで【一時預かり事業経費】の担当課説明を終了します。ありがとうございました。

(福祉課退室)

(午後 3 : 5 5 ~ 午後 4 : 0 5 休憩)

- ・ 事業内容の担当課からの説明

事業内容：【プレミアム商品券地域活性化事業経費】《商工観光課》

(商工観光課入室)

会長

それでは会議を再開いたします。

次に【プレミアム商品券地域活性化事業経費】です。15分程度で説明よろしくをお願いします。

商工観光課から『事務事業評価シート【プレミアム商品券地域活性化事業経費】』を基に事業概要及び詳細説明。

補足： 補助金の内訳は、プレミアム商品券のプレミアム部分としての換金実績の額面の11分の1（今年度は30,000千円）と印刷経費（今年度は1,970千円）です。

会長

ありがとうございました。それでは質問に入ります。何か質問はございますでしょうか。

委員

この商品券は一人いくらまで買えるのでしょうか。

商工観光課商工振興係長

その年により変更はありましたが、一人10万円までとなり、額面として11万円となっております。今年度は30万円までとなります。

委員

取扱店が商品券を現金化するときに支払う換金手数料の分配率はどうなっているのでしょうか。

商工観光課商工振興係長

村上商工会議所が事務局となっていますので幹事費として25%、30%は商工会議所、各商工会の商品券の販売に応じた額で案分する。40%は商工会議所、各商工会で換金された額で案分する。事務費として5%があります。

委員

この事業は、今後も行っていく予定でしょうか。

商工観光課商工振興係長

村上商工会議所、各商工会が合同で行う事業ですので、調和のとれた要望の有無を会議等で伺い、行っていきたいと考えております。

委員

活動指標の「登録店数」ですが、年々減ってきているがどのように捉えているのでしょうか。

商工観光課商工振興係長

登録するが自分の店で使用されなかったところは登録をしなくなる傾向があります。

委員

商品券を現金化する際換金手数料として前年度まで2%、今年度は1%を商工会議所、各商工会が受領しています。なぜ手数料をとるのかお伺いします。

商工観光課商工振興係長

商品券の取り組みに関しては印刷経費、プレミアム部分は補助金で賄うことができますが、その他事務経費及び補助金で賄えない印刷経費にその換金手数料を充てさせていただいております。

委員

商品券は毎年完売していますが、利用した人は何人か。また、利用人数の人口比はどのくらいか、お伺いします。

商工観光課商工振興係長

数字としては出ていません。

委員

いくら購入上限があるとしても所持金に余裕のある世帯は家族として購入して恩恵があると思いますが、所持金に余裕のない世帯はその恩恵を受けられないと思います。

この事業については見直しすることが多々あると思います。

商工観光課長

購入上限を設けず行ったこともありましたが、昨年度から広く薄く市民の方に販売できるようにハガキによる申し込みとし、名寄せにより確認を行い、多くの市民の方に恩恵を受けられるように受付段階で制限をしております。

1回での使用制限を設けたり、過去の事業実績を通して学習し商工会議所等も改善・改良を行っているところであります。

また、換金手数料は2%をいただかないと運営できないのでいただいておりますが、これも過去の事業実績からの学習により改良し、今年度から1%にいたしました。

全部を商工会議所、商工会で負担できないので取扱店にも参画する上で1%だけはご協力をいただきたいと実行委員会でも何回もの話し合いにより決まったということです。

会長

事業の目的、目標と事業内容の視点が違うと思います。

目的が商工業の振興なのにこの取り組み手段だと消費者としては恩恵があるいい事業ですが、商工業の振興には寄与していないと思います。

消費者としては1割多く買い物ができる得をしますが、その分余計なものを購入するかというところではありません。私個人としても購入していません。

現在必要なものを商品券で購入するだけであって、1割を余計な何かに使うことはないと思います。

よって市民としては効果がありますが、商工業に対してはそれほど効果のある事業ではないと思います。事務局としてどう思っているのでしょうか。

商工観光課長

買う時点では市内の商品が1割余計売れていると判断していますので、その部分だけでも市内商工業にお金が回っていると思っております。

会長

登録店として、商品券を使用している期間の売り上げが増えたと感じているのかどうかお伺いします。

商工観光課長

平成22年度より登録店が100店以上減少しましたが、それはいろいろな理由があります。途中で廃業した店もございしますが、商品券利用率は大型店が12%~13%で、基本的には9割近くが市内の商店街で利用されています。

会長

商品券使用に制約があるので地元商店街で利用しましたが、その分を余計に使おうとする人がどれだけいるのか。「現金で通常使う範囲内で使っているのではないか。」という疑問があります。

よって、商店がどれだけこの商品券によって恩恵を受けたという調査はしたことはありますか。

商工観光課商工振興係長

調査は行っていませんが、平成22年度に登録店にアンケートを実施しました。

先ほどの商業振興の件での補足ですが、一つとしてはこの商品券を通した取り組みとして、中央商店街が商品券を購入した人にさらにスタンプを発行する等の新たなプレミアムを設ける形で商店活性化に取り組んでいます。

自分のところで商品券を使ってもらうために独自の宣伝を行っている商店もあります。

あと、今年度の取り組みとして前年度まで1枚500円券が1,000円券に変更しました。

その理由としては印刷コストの抑制もありますが、商店には1,000円を使う商品を考えてもらうツールとしての狙いもあります。

各商店街の総会等でも発言していますが、この事業を一つのツールとして活用し、各商店の努力によりセール等、何か売り上げの増加をするような取り組みをしていただきたいと思います。

委員

私も会長と同意見で、この事業は何の効果があるか疑問です。

自分も商品券を購入しても無駄な買い物は絶対しません。日常必要なものをそれで支払うだけです。

とても購買意欲の高揚にはならず、全然消費拡大につながりません。ほとんどの人がそうだと思います。

商店としては換金手数料を取られて手間をかけた割にメリットが非常に少ない事業だと思います。

商品券を購入した人に無作為に無駄買い等の意識調査をすることが必要ではないでしょうか。

委員

私としては、例えば自転車を購入するときこの商品券で購入するので儲かったというお得感がありますので、消費者としてはいい事業だと思います。

委員

確かに消費者としてはお得感がありいい事業ですが、商工業者にとってはあまりメリットがない事業だと思います。

委員

今お話を聞いていると利用店舗、業種別の換金率等の集計が必要だと思いますがありますかでしょうか。

商工観光課商工振興係長

データとして地区別換金率、業種別換金率はあります。

小売業が58%、サービス業が32%、以下飲食、宿泊業、その他と続きます。

地区としては村上65%、荒川・朝日が各11%、神林10%、山北3%です。

利用されている店舗数については何日にどこの店舗で何枚使った等のデータから集計しないといけませんので今は提示できません。

会長

購入者数、商品券利用店舗数は後日、事務局を通して提示していただきたいと思います。

委員

質問ではありませんが、評価の達成度の理由に違和感があります。この商品券は現金なので必ず換金

するはずで、これが高いからと言って有効性があるとは言えないと思います。換金率は高くても当たり前です。

商工観光課商工振興係長

商品券を買ったけど使わない消費者もいるのではないかとということで記載しました。

委員

いることはいると思いますが、現金と同じなのでほとんどの人が使います。

会長

時間となりましたのでこれで終了いたします。ありがとうございました。

(商工観光課退室)

- ・ 事業内容の担当課からの説明

事業内容：【協働のまちづくり推進事業経費】《自治振興課》

(自治振興課入室)

会長

それでは次に【協働のまちづくり推進事業経費】です。15分程度で説明よろしくをお願いします。

自治振興課から『事務事業評価シート【協働のまちづくり推進事業経費】』を基に事業概要及び詳細説明。

補足： 3. 事業の評価につきましては、市民と行政がともに連携して進める事業であることを踏まえるとこの評価には則さない部分が多々あります。よって今回は行政からの支援に対する評価として示させていただきました。

会長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。

委員

この事業の計画年限はいつでしょうか。

自治振興課自治振興室係長

各協議会において計画年限を設けております。5年あるいは10年としている協議会もあります。

委員

抽象的な表現になりますが、現在の各協議会の取り組みは『点』であり、単発的でその時だけで終わるような取り組みであり、これでは長続きしません。『線』・『面』にしなければならないと思います。

例えば塩谷では、毎月1回お幕場で取り組みを行っています。これが『線』で『面』にも広がります。

そういう風な取り組みが現れていないと思います。『線』・『面』が協働のまちづくりで重要なことだと思います。このことを考慮して交付金を配当していただきたいと思います。

委員

この事業は国・県から一切補助はなく市単独で行っていますが、市民一人当たりの負担が3,000円、4,000円をかけるに見合う効果が得られたのでしょうか。どこを目的にしているのでしょうか。

自治振興課自治振興室係長

地域の皆様が「ここに住んで良かった」というところを見出してもらうためであります。

自分たちが主体となって地域の課題解決を自分たちで行っていただき、地域の中に住んでいることを実感していただきながら、自分たちと一緒に地域が元気になっていくところを皆様で確認しながら取り組みを進めていくことにあります。

委員

お願いですが、どこの集落でも後継者の問題とリーダーの問題があります。

どこの集落の団体も解散に追い込まれています。リーダーの養成が極めて大事なことだと思います。

また、協議会の今の活動にお金をかけるより、集落の郷土芸能を存続させること・集落の後継者・リーダー養成にお金をかけていただきたい。

自治振興課長

意見ありがとうございます。このシートの「市民一人当たりの額」についてですが、職員の人件費が含まれた額となっております。交付金だけで見ると一人当たり約910円程度です。

協議会の中では一つの団体として融和を図ることがまず必要だということでその取り組みを行っているところもありますし、伝統芸能に力を入れる、各集落の結びつきが大切、発意を持って新たな事業を興していく等、協議会の目標がそれぞれであります。協議会それぞれで独自の色が出ています。

やはり、現段階として協議会も昨年度から始まったばかりですので、これから地域の課題・集落の大切な所に目を向ける等の機運が芽生えつつあると思っておりますので、末長く見据えていただきたいと思えます。

委員

私も少しずつですが融和等進んできているのかなと感じています。ただ、やはり行政主導が多いと思っています。

ある活動の打ち合わせに行ったとき、行政は「伝統を継承しなければいけない」等のマニュアルがあるみたいでそれを押しつけてきます。でも私は各集落の人たちが集まるものなので面白いもの、盛り上がるものをしなければいけないと思っています。

地域から行政主導のやり方や伝統にこだわらず、若い人たちが来るような盛り上がるものを打ちださなければいけないと思えます。

ただ、先にも言いましたが、協議会でも少しずつ融和の機運が来ていることも実感しております。

会長

協議会の事務局は職員が行っていますが、将来はどのような体制になるのかお伺いします。

自治振興課長

協議会設立時の説明会では、職員がこのまま継続して関わる旨お伝えしております。

ただ、第6次産業を活性化して物販等の経済活動が発生したときに、どの程度職員が関われるかいろいろ制約があります。そうしますと職員ではなく協議会の委員に事務局を担っていただき、どんどん経

済活動を交えた活性化を行っていただきたいという考えもあります。

まったく手を貸さないというわけではなく、職員が踏み込めるところと踏み込めないところが出てくると思います。

協議会には主導していませんが、将来的には新たな若者の生活の糧につながるようなものが出来ていけば良いのではないかと考えております。

委員

私はこの事業に非常に興味があり、いろいろな協議会の活動に参加させていただいております。

その中で行政に頼らない独自の取り組みとして高根集落の取り組みに感心させられ、そういう事例を見て、聞いてとても参考になりました。

もう一つ言わせていただきます。市報でも同じことが言えますが、広報誌は非常にセンスがあります。発想を柔軟にして情報を一枚にまとめる等もっと工夫ができると思います。

自治振興課長

貴重なご意見ありがとうございます。市報に挟み込みを行うためどうしても市報と同じ形態になってしまいます。

できましたら荒川地区の協議会のように、一般の人がカメラ片手に取材して自由な発想のもと作成していただくことが理想ですし、ホームページも市のホームページから抜け出して、独自のホームページが良いのではないかと考えていますので事務局としても検討しております。

委員

前回の意見交換でもありました市役所内での共有・協働の状況をお伺いします。

また、始まったばかりの事業ですが、各協議会で交付金獲得のために活動内容が短期間の簡単なものになりやすい傾向があるのかどうかお伺いします。

自治振興課長

12月の意見交換時にも職員の参加の少ないことについて意見をいただいております。

そのことについて担当者会議時にこの委員会の皆様の意見を伝えさせていただき、その対応を共有させていただきました。

その共有の中で協議会にて、地元職員を参画させるような手法をしていこうという意見の統一がなされました。

ただ、職員の首に縄を付けて参加させるようなことはできないので、その対応として市長の訓示、協議会事務局による促しを行い、ますます職員の参画を広げていきたいと考えています。

情報の共有化については各課の補佐級が就任している「市民協働推進員」を設置しております。

まだ具体的な部分は見えていませんが、国県等の他制度の活用方法・情報を各協議会に提示することを各担当課の推進員へお願いしたいと考えております。

二点目の交付金の件ですが、世帯・人口等で割りますと大きい協議会は大きい額になります。どうしても使い切れないようでしたら繰越してもいいので予算を使うことだけに力を使うことは絶対にしない様に言っています。

ただ、交付金の基は税金ですので計画をもった繰越をお願いしております。

委員

私の住んでいるような小さい集落だと、やはりやり易い簡単な事業に目が行きがちになります。市全

体としてもやりやすい事業に目が行くところも出てきますので、先ほど課長が言われたことも必要だと思います。

また、将来的に協議会から事務局が離れることについては、市と協働で行っていくというスタンスの観点からそのタイミングを各協議会と綿密な協議が必要ですのでお願いします。

自治振興課長

協働という名のもとに事業を行っているので、すべて手放すということではありません。

そして、現在の活動拠点は各集落の公民館を利用して活動していますが、いつでも地域の方々が気軽に来られるようなまちづくりハウスのようなものを作っていきたいと思っております。

各地区でも空家が非常に多いので、その活用を図っていきたいと思っております。

もう一点は、職員が減少してくると本庁主導にならざるを得ないところがございます。そうすると支所の職員数がだんだん減っていき、支所がさみしくなっているという意見をよくいただきます。

そういう意味でも事務局に頑張ってもらって支所をもっと元気づけてもらいたいと常日頃からお話をさせていただいております。

委員

お願いですが、協議会が自主・自立したときにどういう組織形態がいいのかを事務局として協議会と一緒に考えていっていただきたいと思っております。

自治振興課長

協働のまちづくり、地域おこし協力隊の仕掛人である明治大学農学部教授小田切教授をアドバイザーとして依頼しています。

この方に意見を聴きながら進めていきたいと考えておりますのでよろしくをお願いします。

会長

時間となりましたのでこれで終了いたします。ありがとうございました。

(自治振興課退室)

5 その他

(なし)

6 次回の日程について

平成25年8月30日(金) PM2:00～

7 閉会

会長

皆さん長時間お疲れ様でした。

次回委員会もよろしくをお願いします。

ありがとうございました。

(午後5：25 閉会)

以上、第4回行政改革推進委員会会議要約の内容が、正確であることを証明するため、ここに署名する。

平成25年 8月15日

会 長 高 橋 武 志 印